

北本市子育て応援事業

参考

こども商品券



北本市子育て応援事業は、令和3年4月1日以降に生まれたお子様世帯の子育てに、経済的支援を行うとともに、健やかな成長に資することを目的としています。

北本市に住民登録があるお子様の出生時、1歳6か月児健診時、3歳児健診時に、こども商品券を各1万円分贈呈します。

1 対象者

令和3年4月1日以降に出生したお子様の保護者

2 商品券の交付

交付時期	出生時	1歳6か月児健診時	3歳児健診時
こども商品券	1万円分	1万円分	1万円分

3 商品券の券種と枚数

500円券×20枚

4 こども商品券

こども商品券は、利用できる加盟店舗が、全国約5,500店あり、おもちゃ、ベビー・こども用品、文房具の購入、遊園地・水族館・動物園・ドラッグストアなど幅広い分野で利用することができます。詳しくは、同封されています案内をご覧ください。

5 取扱注意事項

こども商品券は、再発行しませんので、保管には十分ご注意ください。

こども商品券には、有効期限がありますので、有効期限までにご利用ください。

お問合せ先

担当 子育て支援課子育て支援担当

電話 048-594-5537 (直通)

令和4年6月15日

会員各位

北本市子育て応援事業(こども商品券事業)

への参加事業者の募集について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は商工会事業に対し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、北本市では、令和3年度から子育て応援事業を実施しています。

この事業では、本市に住民登録のある児童を対象に(1)出生時(2)1歳6か月児検診時(3)3歳児健診時の3回に分けて、それぞれ「1万円」のこども商品券を贈呈しています。(裏面参考)

本市の子育て支援の活性化のため、この事業に協力して頂ける加盟店舗を募集します。

☆本事業を活用頂きたい業種・分野(一例)

ベビー用品、おもちゃ、お菓子・ケーキ、レストラン、日用雑貨、食料品、文具・雑貨、書籍、薬、宿泊、タクシー、習い事、旅行 など

★本事業の活用を控えて頂きたい業種・分野(一例)

お酒、たばこ、パチンコ、宝くじ、18歳未満への販売が制限されている商品、居酒屋やスナック等での飲食代金 など

<注意事項>

◎提出締め切り:7月15日(金)

①5%の換金手数料が店舗負担でかかります。

②換金は「毎月10日締め・翌月20日お支払」となります。

お申込にあたっては、下記各項目をご記入の上、北本市商工会まで
FAX(048-591-4043)または電話(048-591-4461)にて申込みください。

事業所名 _____ 代表者名 _____

事業所住所 _____ 電話番号 _____

携帯電話番号 _____ FAX _____